平成２９年（フ）第３９９号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番47―503号
債務者　藤原千代美（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　武藤　　稔
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１号
横浜市栄区長沼町555番地　かいがら坂ハイツ３棟104号
債務者　七瀬　洋美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８４号
横浜市港南区港南台２丁目２番３―801号
債務者　松森　智子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目６番13号
債務者　西谷眞知子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
東京都清瀬市中清戸２丁目621番地１サンビレッジ清瀬Ｃ―306号
債務者　兼高　史子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１５号
横浜市西区北軽井沢８番地１　三菱重工軽井沢寮302号
債務者　吉川　悠太
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６０３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番17―102号　グランドパレス湘南
債務者　樋山　晴康（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２号
神奈川県藤沢市土棚816番地の４　サングリーン301
債務者　ポダル　イリナ　エリザ（旧姓イシカワ）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１８７号
大阪府寝屋川市香里南之町７番１号(401号)、前住所大阪府寝屋川市日新町２番19―204号
債務者　木村　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５号
大阪府箕面市萱野１丁目14番17号
債務者　高原さやか（旧姓折寄）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番45―506号
債務者　松田美奈子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１号
大阪市大正区泉尾５丁目６番19号
債務者　坂元　孝信
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の177
債務者　神谷千絵美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
静岡県磐田市池田1334番地２ベルデＵ―Ｉ―102、前住所静岡県磐田市見付1364番地13
債務者　望月　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
栃木県鹿沼市口粟野1438番地７
債務者　溝口　雅志
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係